

日本アマチュア野球規則

●1・15「ピッチャーのグラブ」

ピッチャーを含む選手のグラブの規格及び構造は、1・14の規定のとおりであるが、別に次の制限がある。
 (a)ピッチャー用のグラブは縫い目、しめひも、ウェブ(網)を含む全体が同一色であることが必要で、しかもその色は、白色、灰色以外のものでなければならない。守備位置に関係なく、野手は PANTONE® の色基準 14 番よりうすい色のグラブを使用することはできない。
 「注」アマチュア野球では、所属する連盟、協会の規定に従う。
 (b)ピッチャーは、そのグラブの色と異なった色のものを、グラブにつけることはできない。
 (c)球審は、自らの判断または他の審判員の助言があれば、あるいは相手チームの監督からの異議に球審が同意すれば、本条(a)または(b)項に違反しているグラブを取り替えさせる。
 (日本アマチュア野球規則委員会)

グラブ・ミットの当社カラーによる本体色と締めヒモ色との組み合わせ図

締め紐	ブラック	オレンジ	ブラウン	タン	イエロー
本体	○	×	○	○	×
ブラック	○	×	○	○	×
オレンジ	○	○	○	○	×
ブラウン	○	×	○	○	×
タン	○	×	○	○	×
イエロー	○	×	○	○	○

- 高校野球公式大会では、ネーム刺繍、番号刺繍は禁止されています。
- 本体カラー(オレンジ系、ブラック系、ブラウン系、イエロー系等)に対して使用できる締めヒモは同色系のみが認められていますが、ブラック、ブラウンも野手に限り可能です。(投手は対象外)
- ハミダンは投手用、野手用に関係なく本体と同系色または革の自然色のみ使用可能。玉ハミの場合は本体と同色のみ可能です。
- ヘリ革は本体と同色のみ使用可能です。

●高校野球用具の使用制限について

カラーグラブ、ミットは使用できない。ただし黒については使用しても構わない。グラブ、ミットに表示する商標は、布片、刺繍または樹脂の成型物のほか、連盟が認めたものとし、これを表示する箇所は背帯あるいは背帯に近い部分、または親指のつけ根の部分のうちいずれか1箇所としその大きさは縦4センチ、横7センチ以内とする。
 投手用グラブで本体と異なる色のしめひもについては、公認野球規則1・15の通りとする。ただし、しめひもが本体と同系色で目立たないものについては差し支えない。
 投手用グラブのはみだし部の色は、グラブ本体と同系色で目立たないもの、もしくは革の自然色とするまた、縫い糸の色については特に制限を定めない。
 投手用グラブに商標を布片または刺繍によって表示する場合、その色は文字の部分を含み、すべて白または灰色以外の色でなければならない。品名、品番、マーク類などをスタンプによって表示する場合の色は、黒または焼印の自然色でなければならない。
 野手のグラブのしめひもは、本体色と同系色とする。ただし、黒と茶系色のしめひもに限っては本体色にかかわらず使用できる。しめひもは、長さきないこと。親指の長さ程度にすること。また、グラブ、ミットの表面(受球面・背面)に氏名、番号、その他の文字を表示することを禁止する。
 (日本高等学校野球連盟用具使用制限より一部抜粋)



■その他用品についての用具制限内容は「日本高等学校野球連盟ホームページ」をご参照ください。

ユニフォーム、帽子、アンダーシャツ、ストッキング、アンダーソックス、ベルト、スパイク、バット、捕手用具、グラウンドコート、トレーニングシューズ、手袋、レッグガード、エルボーガード、審判用具、サングラス、その他

日本高等学校野球連盟

ホームページアドレス

<http://www.jhbf.or.jp/>